

岐阜県地震体験車貸出要綱運用要領

1. 使用目的

要綱第3条に基づく使用目的については、以下の目的での使用のみとします。

- (1) 住民への防災啓発のために借受団体が実施する研修会、講演会並びに講座等での使用
- (2) 地域防災力向上のために借受団体が実施する防災訓練での使用

2. 借受及び返却場所

岐阜県広域防災センター（各務原市川島小網町2 1 5 1）

3. 借受日及び返却日

借受日及び返却日については、下記の時間帯とします。

借受・返却日 火曜日から金曜日、毎月第3日曜日（ただし、祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除く）

時 間 午前9時～午後4時30分

4. 貸出期間

貸出期間については、要綱第5条の規定による借受及び返還に要する日を含め、最大7日までとします。この場合、土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始の休日等を含みます。

5. 貸出制限日

毎月28日は「岐阜県防災点検の日」となっているため、この前後を挟んだ三日間は、原則として保守点検を行うため貸出を行いません。

また、車検等において県が必要と認める期間及び県が防災訓練等で使用する場合についても貸出を行いません。これらの期間については、事前に岐阜県広域防災センターへ確認してください。

なお、上記の定めによらず、故障の修理のためやむを得ず貸出を停止することもあります。

6. 予約方法

以下の手順によって、予約を行うこととします。

なお、VR災害体験シミュレーターと同時に貸出しを受けることはできません。

(1) 受付開始期間

借受を希望する日の属する月の5ヶ月前の月の初日を受付開始日とします。ただし、月の初日が月曜日又は土曜日に当たるなどにより、受付日を変更することがあります。この場合はあらかじめ受付開始日を連絡します。

なお、予約については先着順で受付を行います。

(2) 仮予約

岐阜県広域防災センターに、電話にて空き状況を確認の上、借受希望日に空きがある場合には、口頭で仮予約を行うこととします。この際、受領及び返却時間についても併せて連絡しなければなりません。

(3) 予約

仮予約後、要綱第4条の規定による手続を、原則として借受日1週間前までに行い、許可を得なければなりません。この手続に係る書類については、岐阜県広域防災センターへ郵送等で直接提出することとします。この時、県が実施する地震体験車取扱い研修を受講した際に県から発行する「地震体験車取扱い研修受講証明書」(様式1)を提示しなければならないこととします。

なお、借受日までに手続が終了していない場合には、仮予約を取り消した上、貸出は行いません。

(4) 予約のキャンセル

予約後、他の借受団体の責による故障など生じた場合には、予約を取り消す場合があります。

なお、予約後、借受団体の都合により、地震体験車の使用を中止することになった場合には、速やかに岐阜県広域防災センターへ連絡しなければなりません。

7. 借受方法

借受にあたっては、借受日当日、仮予約で伝えた受領時間に借受団体職員が岐阜県広域防災センターへ直接出向き、地震体験車の引渡を受けることとしますので、地震体験車の運転手については借受団体が手配しなければなりません。この場合、運転手については、バス・トラック等中型以上の車両について運転経験があり、かつ中型免許以上(改正前の区分では普通免許)の運転資格を有する当該団体の職員であることとします。

また、借受の際には、装備が一式揃っているかどうか、また適切に起動するかについて、その場で岐阜県広域防災センター職員立ち会いの下、必ず確認するようにしなければなりません。この確認の際に、故障等が見つかった場合には、岐阜県広域防災センター職員にその旨伝えると共に、その指示を仰ぐこととします。

なお、故障が修理等を必要とする程度である場合には、貸出しを中止します。この場合、それ以降の予約団体については、修理が完了するまで必要に応じて予約をキャンセルします。

キャンセルとなる場合には、岐阜県広域防災センターより該当予約団体に連絡いたします。

8. 使用方法

使用にあたっては、要綱第7条の規定に基づき善良な管理者の注意を持って取り扱うこととし、当該車両を第三者に又貸しすることはできません。

ただし、当該借受団体が要綱第7条に規定する操作等に必要な職員をすべて供出し、かつ本運用の「1. 使用目的」に合致した目的で行われる他団体のイベント等で使用する場合にはこれを認めます。

なお、この際の故障・事故等については、借受団体がすべての責を負うこととします。

また、使用前後あるいは使用中に故障や事故等が生じた場合には、以下により対応することとします。

(1) 故障及び部品等の紛失

使用時に故障及び付属品を紛失した場合には、速やかに電話により県危機管理部防災課まで連絡すると共に、別紙1の「故障等報告書」を提出することとします。この故障等が借受団体等に過失があると認められた場合には、要綱第8条の規定に基づき借受団体の責において、その負担により修理等を行うこととします。

なお、詳細については、県危機管理部防災課とその都度協議の上決定いたします。

(2) 事故及び体験者のけが等

使用時に事故及び体験者にけが等が生じた場合については、速やかに電話により県危機管理部防災課まで連絡すると共に、貸出要綱別記様式第6号の「交通事故等報告書」を提出することとします。

なお、この場合の責任については、要綱第9条第2項の規定に基づき、一切の責は借受団体が負いま

す。

9. 返却方法

返却にあたっては要綱第10条の規定に基づき点検等を行い、借受団体において洗車の上、岐阜県広域防災センターまで車両及び発動発電機の燃料タンクを満タンにして直接返却しなければなりません。

また、要綱第10条の規定による岐阜県広域防災センター職員による返却時確認検査後に、地震体験車返却確認書の写しを受領しなければなりません。この検査において不具合及び付属品の紛失等が見つかった場合には、借受者の負担により不具合の修理または紛失した付属品の補充等をした上で、再度返却の手続きを取ることとなります。この場合の対応については、上記「8. 使用方法」の故障の際に準じた手続によることとします。

なお、借受団体間での受渡しについては、地震体験車の適切な運営管理上支障が生じるため、借受団体間での受渡しを行うのが妥当で、あらかじめ県と協議した場合を除き原則これを認めません。

借受団体間での受渡しは、先の借受団体が後の借受団体に対し、要綱第10条に定める返却の際の添付書類を添えて実施することとし、後の借受団体は貸出要綱別記様式第5号により確認検査を行ってください。この時点で発見された故障等については先の借受団体の責任とし、その後発見された故障等については後の借受団体の責任として県へ返却してください。

10. その他

岐阜県地震体験車貸出要綱及び本運用の規定に違反した場合、その程度を勘案し、当該借受団体に対して今後貸出を行わないことがあります。

11. 連絡先等

岐阜県広域防災センター（※空き状況の確認、予約の受付、借受・返却先）

住 所 〒501-6023 各務原市川島小網町2151

予約受付時間 火曜日から金曜日及び毎月第3日曜日の午前9時～午後4時30分まで（※ただし、祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除く）

電 話 0586-89-4192

F A X 0586-89-4193

岐阜県危機管理部防災課（※制度に対する問い合わせ、事故等の報告先）

電 話 058-272-1125

F A X 058-271-4119

附 則

この要領は、平成二十年 四月 一日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十年 六月二十日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十一年 四月一日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十二年 四月一日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十三年 四月一日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十七年 四月一日から施行する。

第 号 平成 年 月 日	
岐阜県知事様	
故障等報告書	
借受団体長 職・氏名 印	
以下のとおり、故障等が発生しましたので報告いたします。	
借受団体 職・氏名	
故障箇所等	
故障等内容	
使用責任者 職・氏名	
故障等日時	平成 年 月 日 時 分
故障等場所	
故障等の発生状況及び経緯	(具体的に記載すること。)

※借受団体長については、借受団体の長の職・氏名を記載の上、押印すること。